

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 7 号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項生活総務課の項中第19号を第20号とし、第 2 号から第18号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 改葬許可に関すること。

第12条第 1 項市民課の項第13号中「埋火（改）葬許可」を「埋火葬許可」に改め、同項第14号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号および第18号を削り、第19号を第16号とし、第20号から第23号までを 3 号ずつ繰り上げ、同条第 1 項後期高齢医療課の項第 4 号中「後期高齢者医療被保険者証」を「後期高齢者医療資格確認書」に改める。

第17条住宅政策課の項に次の 1 号を加える。

(11) 空家等対策審議会に関すること。

第25条第 1 項第18号中「国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証」を「国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書」に改め、同項第19号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改め、同項第113号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削る。

第30条の10保健総務課の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げ、第14号を第13号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 地域医療および災害医療に関すること。

第30条の10健康管理課の項中第5号を第7号とし、第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 健康危機管理体制の確保に関すること。
- (3) 保健師の保健活動の総合調整等に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。